

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

		事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名		
債 務 者	住 所 又 は 所 在 地	1				計
	氏 名 又 は 名 称 (外国政府等の別)	2	() () () ()			
個 別 評 価 の 事 由		3	令第96条第1項第 号 該当	令第96条第1項第 号 該当	令第96条第1項第 号 該当	令第96条第1項第 号 該当
同 上 の 発 生 時 期		4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
当 期 繰 入 額		5	円	円	円	円
繰 入 限 度 の 計 算	個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額	6				
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7				
	(6)のうち担保権の実行による取立て等の見込額	8				
	(6)のうち他の者の保証による取立て等の見込額	9				
	(6)のうちその他による取立て等の見込額	10				
	(8) + (9) + (10)	11				
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12				
	(6) - (7) - (11) - (12)	13				
	令第96条第1項第1号該当 (13)	14				円
	令第96条第1項第2号該当 (13)	15				
繰 入 限 度 超 過 額	令第96条第1項第3号該当 (13) × 50 %	16				
	令第96条第1項第4号該当 (13) × 50 %	17				
	繰 入 限 度 超 過 額 (5) - ((14)、(15)、(16)又は(17))	18				
	貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細の					
貸 倒 実 績 率 の 計 算 の 基 礎 と なる 金 額 の 明 細 の	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 ((6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の(5)と((14)、(15)、(16)又は(17))のうち少ない金額)	19				
	貸倒れ額 (前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	20				
	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合 の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(19))	21				
	(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒れ となった場合のその貸倒れとなった金額	22				
	(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評 価の対象となった場合のその対象となった金額	23				
	(22)又は(23)に金額の記載 がある場合の(21)の金額	24				

別表十一(一) 令七・四・一以後終了事業年度分